

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者総合支援法に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付及び自立支援医療費に関する支給事務を行う。 また、番号法別表第2・主務省令②に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。
③システムの名称	障害福祉システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、37、75、144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉課 障害者支援係
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 福祉部 障害福祉課 障害者支援係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1598
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該事務については、国等の通知やガイドラインに従い、収集・利用・保管等について適正に管理し、権限は一定の職員のみを与えており、各作業において複数人の担当者で確認を行っていたため、各種リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該事務については、国等の通知やガイドラインに従い、収集・利用・保管等について適正に管理し、権限は一定の職員のみを与えており、各作業において複数人の担当者で確認を行っていたため、各種リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年8月2日	公表日	平成27年3月26日	平成28年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	菊島 隆一	西島 和秀	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の108、109、110	【情報照会】 番号法第19条第7項 別表第2の108、109、110 主務省令②の第55条、第55条の2 【情報提供】 番号法第19条第7項 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116 主務省令②の第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84	番号法第9条第1項 別表第1の84 主務省令① 第60条	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付、地域生活支援事業に関する支給事務を行う。また、番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付、地域生活支援事業に関する支給事務を行う。また、番号法別表第2・主務省令②に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	公表日	平成28年8月2日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	—	略称 「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 「主務省令①」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 「主務省令②」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付、地域生活支援事業に関する支給事務を行う。また、番号法別表第2・主務省令②に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付に関する支給事務を行う。また、番号法別表第2・主務省令②に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	障害福祉課長 西島 和秀	福祉部参事兼障害福祉課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	障害者福祉ファイル、自立支援ファイル、国保連連携ファイル	障害福祉ファイル	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム、自立支援システム、国保連連携システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	障害福祉システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉部参事兼障害福祉課長	福祉部次長兼障害福祉課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7項 別表第2の108、109、110 主務省令②の第55条、第55条の2 【情報提供】 番号法第19条第7項 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116 主務省令②の第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	【情報照会】 番号法第19条第7項 別表第2の108、109、110 主務省令②の第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 番号法第19条第7項 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116 主務省令②の第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付に関する支給事務を行う。また、番号法別表第2・主務省令②に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	障害者総合支援法に基づき、自立支援給付及び自立支援医療費に関する支給事務を行う。また、番号法別表第2・主務省令②に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月26日	公表日	令和2年4月1日	令和3年2月26日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年2月26日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	公表日	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	特記事項	略称 「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 「主務省令①」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 「主務省令②」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情	—	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84 主務省令① 第60条	番号法第9条第1項 別表117の項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7項 別表第2の108、109、110 主務省令②の第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 番号法第19条第7項 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、116 主務省令②の第7条 第10条 第12条 第14	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、37、75、144、145、146の項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係	福祉部 障害福祉課 障害者支援係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部 障害福祉課長	障害福祉課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	福祉部 障害福祉課 障害福祉係	福祉部 障害福祉課 障害者支援係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。